

## 第12回 森林総合利用協議会次第

日時：平成24年11月19日（月）  
午前11時30分～午後12時00分  
場所：深城ダム管理事務所会議室  
大月市七保町瀬戸 2308-11

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 職員紹介
- 4 議事  
    議題：継続貸付について  
        その他
- 5 閉会

## 森林総合利用協議会委員名簿

(任期:平成24年3月29日～平成26年3月28日)

No	氏名	備考
1	山梨県町村会 副会長	町村会で後任者を選任中(前任者:西桂町長)
2	泉 桂子	都留文科大学 准教授
3	磯田 進	昭和大学 講師
4	伊藤 美義	山梨県土地家屋調査士会 副会長
5	山梨県市長会 会長	市長会で後任者を選任中(前任者:笛吹市長)
6	風間 ふたば	山梨大学大学院医学工学総合研究部 教授
7	金子 正司	元山梨県林政部長
8	川手 一郎	弁護士
9	窪田 修	山梨県不動産鑑定士協会 会長
10	窪田 克一	(社)やまなし観光推進機構 専務理事
11	高村 忠久	山梨県恩賜林保護組合連合会 理事長
12	田中 美津江	(財)オイスカ山梨県支部

(敬称略:50音順)

## 森林総合利用協議会設置要綱

### (設置)

第1条 県有林を総合的な視点にたって利用することにより、豊かで潤いに満ちた森林社会の創造に資するため、森林総合利用協議会（以下、「協議会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 協議会は別表に掲げる委員をもって構成する。

2 委員は知事が委嘱する。

### (委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。

### (協議事項)

第4条 協議会は次に掲げる事項について協議する。

- 1) 保健休養利用の現在における意義とそのあり方
- 2) 県土全体で調和のとれた保健休養利用の方針
- 3) 県域ごとの特徴を踏まえた地域振興の方向
- 4) その他、県有林の総合利用推進に関して必要と認められる事項

### (座長)

第5条 協議会に座長を置き、委員の互選によって定める。

2 座長は会務を総理する。

### (会議の招集)

第6条 会議は座長が招集する。

### (庶務)

第7条 協議会の庶務は山梨県森林環境部県有林課がおこなう。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会に必要な事項は座長が定める。

### 付則

この要綱は平成9年3月28日より施行する。

この要綱は平成12年4月1日より施行する。

この要綱は平成12年9月18日より施行する。

この要綱は平成17年11月11日より施行する。

この要綱は平成19年12月18日より施行する。

## 森林総合利用協議会 確認事項

(第8回：平成20年4月22日開催)

### 第1 県ホームページを利用した情報公開

恩賜県有財産の貸付に関する情報については、次のとおり公開することとする。

#### 1 恩賜県有財産賃貸借契約情報

貸付面積1haを超えるものについて、次の項目を公開する。

##### (1) 契約者

ア 企業・団体の場合は、企業・団体の名称を掲載する。

イ 個人の場合は「個人」、個人共有の場合は「個人共有」と掲載する。

##### (2) 契約期間

##### (3) 所在地(市町村、字等)

##### (4) 主な使用区分、施設名

##### (5) 契約面積

##### (6) 年間賃料

ただし、個人情報保護条例による個人情報、公表することにより当該施設の保護管理上支障が生じるおそれがあるものについてはこの限りではない。

#### 2 恩賜県有財産貸付料適正化調査の概要

##### (1) 調査の目的

##### (2) 調査の委託先

##### (3) 委託先の選考方法

##### (4) 調査方法の概要

ア 調査対象不動産

イ 調査の前提条件

ウ 調査期間

エ 調査方針

オ 調査結果

#### 3 公開の方法

(1) 毎年度、6月末日現在のデータを7月末日までに掲載する。

(2) 掲載期間は1年間とする。

#### 4 貸付契約の情報は原則として契約1件ごとに掲載する。ただし、電気事業用地等、施設の保護管理上公表できないものについては、契約書ごとにまとめて件数、契約面積、年間賃料を掲載する。

## 第2 貸付方法の一部見直し

県有林野の未利用地を貸し付ける場合は、山梨県恩賜県有財産管理条例（昭和24年山梨県条例48号）及び県有林の森林総合利用計画に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 貸し付けする県有林野未利用地は、貸付地返還地であって、将来にわたって県等の施策に供する見込のない土地とする。
- 2 貸し付けにあたっては、次の貸付条件を設定して募集するものとする。
  - (1) 所在地
  - (2) 使用目的
  - (3) 貸付面積
  - (4) 参考貸付料（年額）
  - (5) 貸付期間
  - (6) （定期借地権の設定）
- 3 募集方法は次のとおりとする。
  - (1) 県ホームページへの掲載
  - (2) 県林務環境事務所掲示板への掲示
  - (3) 募集期間は1ヶ月とする。
- 4 貸付基準等  
「県有林の森林総合利用計画における土地利用の取扱いについて（内規）」  
「県有林の民間事業者に対する新規土地貸付に係る取扱い方針」

## 第3 貸し付けにあたっての森林総合利用協議会の意見聴取

- 1 新規貸付の場合  
面積1ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。
- 2 継続貸付の場合  
面積5ha以上。但し、民間事業者が森林を森林以外の用途に利用する場合。

# 森林総合利用協議会 議事資料

台帳番号：310073

## 賃貸借契約の内容

- 1 借地人 東京電力株式会社山梨支店甲府支社
- 2 所在地 南巨摩郡早川町大字奈良田字三ッ滝山952番
- 3 貸付面積 6.5302ha
- 4 貸付料金 1,895,348円
- 5 当初貸付 昭和38年9月25日
- 6 貸付期間 現契約 平成15年4月1日～平成25年3月31日  
更新 平成25年4月1日～平成35年3月31日
- 7 使用目的 特別高圧線西山線の用地として使用するため

## 貸地使用目的別内訳表

使用目的	面積 ha	年間貸付料 円	
		所在市町村交付金	m2 当り 単 価
		純 賃 料	
		合 計	
電気事業用地 (特別高圧線A)	4.6084	397,783	8.63
		1,421,691	30.85
		1,819,474	39.48
電気事業用地 (特別高圧線B)	1.9218	16,587	0.86
		59,287	3.08
		75,874	3.95
合 計	6.5302	414,370	6.35
		1,480,978	22.68
		1,895,348	29.02

## 貸付の経緯

年 月 日	内 容
昭和 38 年 9 月 25 日	電気事業用地（送電線敷）として新規貸付契約 契約期間 昭和 38 年 8 月 1 日～昭和 48 年 3 月 31 日 送電線敷 1.6240ha
昭和 48 年 8 月 23 日	期間満了に伴う更新契約 契約期間 昭和 48 年 4 月 1 日～昭和 58 年 3 月 31 日 送電線敷 1.6240ha
昭和 55 年 5 月 16 日	鉄塔敷の移転に伴う変更契約 送電線敷 1.5680ha
昭和 58 年 4 月 30 日	期間満了に伴う更新契約 契約期間 昭和 58 年 4 月 1 日～昭和 68 年 3 月 31 日 送電線敷 1.5680ha
平成 5 年 4 月 7 日	電気事業用地の区域整理及び現地精査に伴う面積変更 契約期間 平成 5 年 4 月 1 日～平成 15 年 3 月 31 日 送電線敷(A 区域) 4.6084ha (B 区域)1.9218ha (合計)6.5302ha
平成 15 年 3 月 31 日	期間満了に伴う更新契約 契約期間 平成 15 年 4 月 1 日～平成 25 年 3 月 31 日 送電線敷(A 区域) 4.6084ha (B 区域)1.9218ha (合計)6.5302ha
平成 24 年 10 月 7 日	更新契約のための申請書提出

貸付箇所 位置図



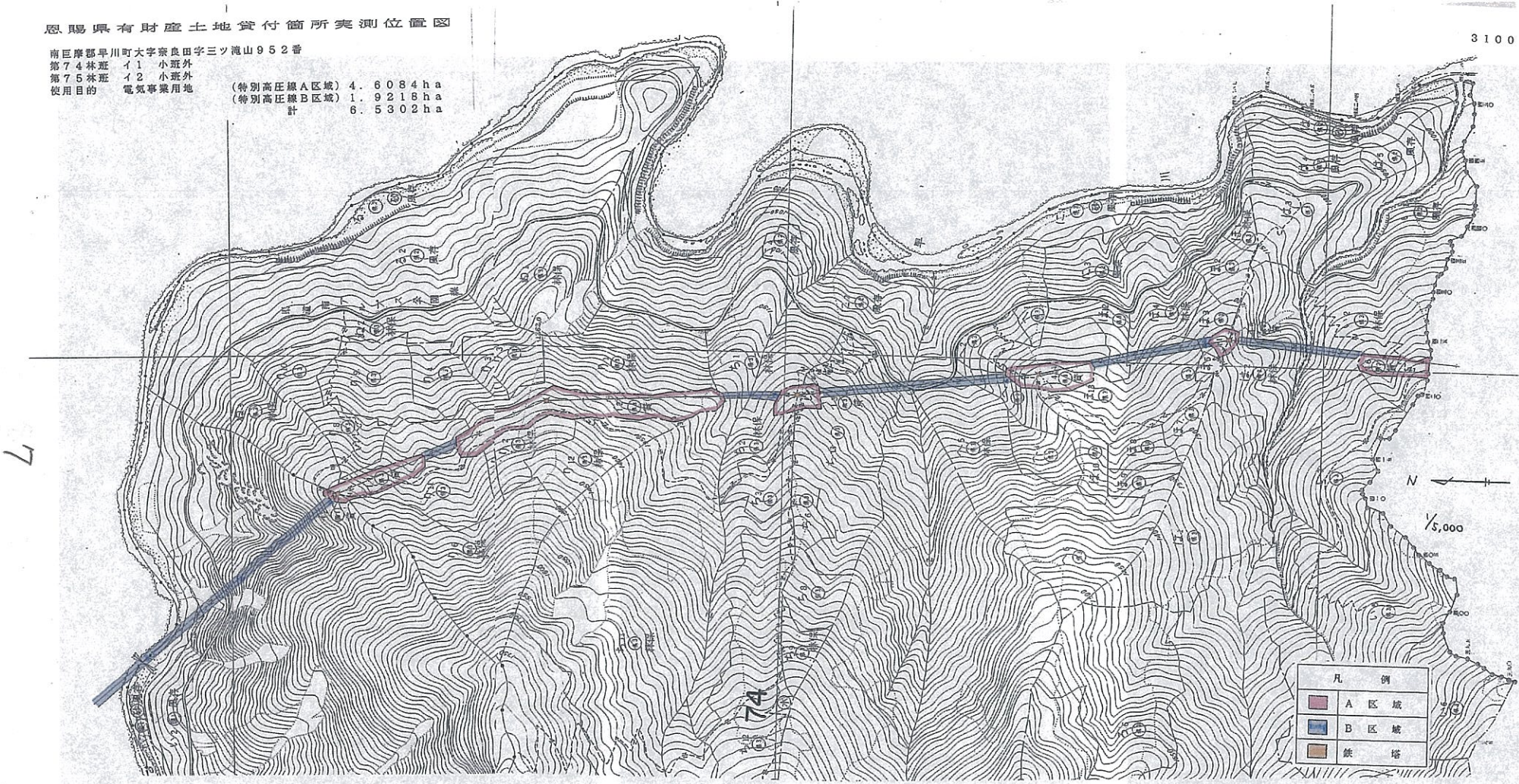
9



恩賜国有財産土地貸付箇所実測位置図

南巨摩郡早川町大字森良田字三ツ滝山952番  
 第74林班 41 小班外  
 第75林班 42 小班外  
 使用目的 電気事業用地  
 (特別高压線A区域) 4.6084ha  
 (特別高压線B区域) 1.9218ha  
 計 6.5302ha

3100



凡 例	
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #e91e63;"></span>	A 区域
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #2196f3;"></span>	B 区域
<span style="display:inline-block; width:10px; height:10px; background-color: #a1887f;"></span>	鉄 塔



# 特別高圧線A区域・B区域 模式図

